25　前項に定めるもののほか、法第四条の三の二第一項から第三項までの規定又は第七項から第九項まで、第十一項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十二項若しくは第二十三項の規定の適用がある場合における第二条の十九第一項並びに第二条の二十五第四項（同項の退職等に関する通知書に係る部分を除く。）及び第六項（これらの規定を第二条の三十一において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第二条の十九第一項第二号中「つき」とあるのは「つき第二条の三十三の二第二十五項の規定により読み替えられた」と、「作成した申告書及び書類の同項に規定する写し」とあるのは「保存している法第四条の三の二第一項に規定する電磁的方法により提供された申告書及び書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録（第二条の二十五第四項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）又は当該電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面」と、「送付すべき」とあるのは「送信し、又は送付すべき」と、「送付が」とあるのは「送信又は送付が」と、第二条の二十五第四項中「これらの申告書又は書類の写し（」とあるのは「電磁的方法（法第四条の三の二第一項に規定する電磁的方法をいう。第六項において同じ。）により提供された」と、「又は書類に」とあるのは「若しくは書類に」と、「を記録した」とあるのは「が記録された」と、「を含む。）を作成し、当該写し、通知書及び書面」とあるのは「又は当該電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面」と、同条第六項中「当該各号に定める書類」とあるのは「電磁的方法により提供された当該各号に定める書類と、「を記録した」とあるのは「が記録された」と、「を含む。以下この項において「申告書等の写し」という。）を作成するとともに、申告書等の写し並びに」とあるのは「又は当該電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面及び第二条の三十三の二第二十五項の規定により読み替えられた」と、「送付」とあるのは「送信又は送付」と、「申告書及び書類の同号に規定する写し」とあるのは「同号の電磁的記録又は電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面」とする。

第二条の三十五第一項第一号中「営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項及び次項において「」を削り、「」という」を「（法第四条の五第三項に規定する営業所等をいう。以下この条において同じ」に改め、同項第二号中「旧法債券を含む。）」及び「（旧商工債を含む。）」を削り、同条第四項中「書類」の下に「（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同条第七項第三号中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項第十四号中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第八項中「第四条の五第五項」を「第四条の五第八項」に改め、同条第十項中「受託者を」を「受託者の営業所等を」に、「その居住者の住所地（国内に住所を有しない者にあっては居所地とし、住所又は居所の変更の場合には、その変更前の住所地又は居所地とする。次項において同じ。）」を「当該特定寄附信託の受託者の営業所等の所在地」に、「、又は」を「、又はその者の」に、「に記載されている」を「（電磁的方法（法第四条の五第五項に規定する電磁的方法をいう。第十二項及び第十四項において同じ。）により提供された当該特定寄附信託異動申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載され、又は記録されている」に、「を確認し」を「の確認をし」に、「確認した」を「確認をした」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第十一項中「居住者の住所地」を「特定寄附信託の受託者の営業所等の所在地」に改め、同条第十五項中「第四条の五第六項」を「第四条の五第九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「の写し」の下に「（これらの申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を、「当該写し」の下に「又は電磁的方法により提供されたこれらの申告書に記載すべき事項が記録された電磁的記録若しくは当該電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第十項の居住者は、同項の規定による特定寄附信託異動申告書の提出に代えて、同項の特定寄附信託の受託者の営業所等に対し、当該特定寄附信託異動申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該居住者は、当該特定寄附信託異動申告書を当該特定寄附信託の受託者の営業所等に提出したものとみなす。

第三条第一項中「第十九項及び第二十二項」を「第二十一項及び第二十四項」に改め、同条第二項中「この項及び第十七項」を「この項及び第十九項」に改め、同項ただし書中「次条第十九項」を「次条第二十一項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第十七項」を「第十九項」に、「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十四項」に改め、同条第七項、第十二項及び第十四項中「この項」の下に「、第十五項及び第十六項」を加え、同条第二十八項とし、同条第二十五項中「法第五条の二第十七項に」を「法第五条の二第十九項に」に、「第十五項から第十七項まで及び第十九項」を「第十七項から第十九項まで及び第二十一項」に改め、同項の表第二項の項中「同条第十七項」を「同条第十九項」に、「第五条の二第十九項」を「第十七項」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、同表第二項第一号の項中「第五条の二第十七項」を「第十八項」に改め、同表第二項第二号、第三項、第十五項及び第十六項の項中「第十五項及び第十六項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同表第十九項の項中「第十九項」を「第二十一項」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に改め、同表第十七項の項を次のように改める。

第十九項	
第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十一項	第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十九項の規定により読み替えて適用される同条第十一項
第十七項	第二十七項の規定により読み替えて適用される第十七項
前項	第二十七項の規定により読み替えて適用される前項
第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十一項	第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十九項の規定により読み替えて適用される同条第十一項

第三条第二十五項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十二項」を「第二十四項」に、「とき若しくは」を「とき、若しくは」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「及び第四号」を「若しくは第四号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「次条第十九項」を「次条第二十一項」に、「第十五項の規定による」を「第十七項の規定による」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に、「（第二十六条の二十第二十二項」を「（第二十六条の二十第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改め、同項ただし書中「第十五項」を「第十七項」に、「次条第十九項」を「次条第二十一項」に、「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。

15　第七項又は第十一項から前項までの承認を受けようとする者は、第七項の申請書の提出に代えて、その提出の際に経由すべき特定振替機関に対し、当該申請書に記載すべき事項を電磁的方法（法第五条の二第十七項に規定する電磁的方法をいう。次項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該承認を受けようとする者は、当該申請書を当該特定振替機関に提出したものとみなす。

16　第七項又は第十一項から第十四項までの承認を受けようとする者は、前項の規定により第七項の申請書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、同項の規定による当該申請書に添付すべき書類の提出に代えて、その提出の際に経由すべき特定振替機関に対し、当該書類に記載されるべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該承認を受けようとする者は、同項の規定により当該申請書に当該書類を添付して、提出したものとみなす。